

第十三回 参議院大蔵委員会會議録第二十三号

昭和二十七年三月十三日(木曜日)午前
十時四十七分開会

出席者は左の通り。

委員長 平沼騷太郎君
理事 伊藤 保平君
菊川 孝夫君

委員

岡崎 眞一君
黒田 英雄君
西川 甚五郎君
小宮山常吉君
小林 政夫君
森 八三三君
菊田 七平君
木村 鶴八郎君

政府委員

大蔵政務次官 西村 直己君
大蔵省主税局長 平田 敬一郎君
大蔵省銀行局長 河野 通一君
大蔵省銀行局総務課長 福田 久男君
事務局側

常任委員 木村 常次郎君
会専門員 小田 正義君
常任委員 小田 正義君
会専門員

本日の會議に付した事件

- 国民貯蓄組合法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 所得税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 法人税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 相続税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○砂糖消費税法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○公庫の予算及び決算に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(平沼騷太郎君) それでは第二十二回の大蔵委員会を開催いたします。

国民貯蓄組合法の一部を改正する法律案、右について質疑を行います。

○木村 鶴八郎君 国民貯蓄組合法の一部を改正する法律案の提案理由を見ますと、要するに国民貯蓄組合の貯蓄の利子等に対して所得税を非課税とする金額の限度を引上げることが第一の目的になつてゐるようであり、この点について伺いたいんですが、無記名定期との関係です、二月十一日から又無記名定期を許すことになつたようですが、あれは定期預金ですから貯蓄性の性格を持つてゐると思うのです。あれは限度がないと思うのです、無記名定期のほうに比べて、この国民貯蓄組合の貯蓄の貯蓄の性格を持つてゐるから相当長期の性格を持つてゐるのです。資本蓄積の上から言へば、こういう長期性の預金が多くなるということは大切なことなんでしょうが、これにやはり限度があるという事です。三万円までは今までは非課税であつたのを十万円に引上げる、若し一般の無記名の定期を認めるならばこれも金額を制限するのはおかしいと思ふ。若し無記名定期を認めるならば、これもやはり私は所得税は免

除すべきじゃないかと思ふのです。その点はどういうのでしようか。

○政府委員(河野通一君) お答え申し上げます。無記名定期はお話のように二月十一日から復活いたしましたのであります。この定期預金とこの度御提案申上げております国民貯蓄組合の預金とは同じように長期性の貯蓄を狙つておりますが、税の關係では性質を異にいたしております。無記名定期預金は御承知のようにこれは税はかかるわけであり、勿論源泉課税になります。

税はかかるわけである、貯蓄組合預金はその点では零細な貯蓄という意味で特に税をかけないという制度になつております。おのづからそこには差違があるというふうに考へております。無記名預金について限度を設けないのならば、こちらについても限度を設けないでいいのじやないかということには相成らんと考へております。

○木村 鶴八郎君 税というのは、その源泉の税を無記名預金のほうではかけて、貯蓄組合のほうの預金には源泉の税をかけない、かけてないのですか。

○政府委員(河野通一君) ええそうです。源泉も総合もこのほうの預金にはかかりません。それから無記名預金につきましては源泉だけかけております。選択をいたすわけでありまして、選択をしたものとして取扱つております。

○木村 鶴八郎君 それは十万円以下だけですね、十万円以上にはかかるのじやないですか。今度改正になれば十

万円になるのですけれども、今までは三万円以上にはやはりかかるのでし

○政府委員(河野通一君) さうでございます。

○木村 鶴八郎君 そこでやはりその不均衡があると思ふのですが、三万円以上にはかかるのでし

○政府委員(河野通一君) 三万円以上は勿論かかりませんが、大体この国民貯蓄預金というものは、先ほど申し上げました零細な預金ということを考えております。大体三万円が低過ぎるので、今度お願いを申上げて十万円に上げて頂きたいということにいたしてゐるわけでありまして。大体十万円程度になりますれば国民貯蓄組合としては零細な預金ということになりますので、大体カバーできるのじやないかというふう

○木村 鶴八郎君 それは推衡の点から行くと、むしろこういう零細なものほどそういう非課税にしたほうがいいと思ふのですが、無記名預金はとにかく百

本は所得税の非課税になるのです。その利子に対しては源泉選択で取るといふことであります。併し元本の所得税のほうには非課税になるわけではし

上はやはり所得税の課税対象になるわけでしょう、そこに僕は不均衡があると思ふのです。

○政府委員(河野通一君) 先ほど来申上げておりますように、無記名預金に

つきましては源泉選択で所得税がかかるわけですね。ただその場合には一般の総合課税をいたします場合の預金に對する課税は二〇%、従つてそのあとで

は総合で課税される、こういうことになりまして。源泉を選択いたしました場合には、総合課税の点も考慮いたしまして、五〇%という税率も高くなつて

おります。一般の場合には、総合される場合には二〇%課税されます。そうしてそれはあとで総合されるわけでありまして。総合しない場合には五〇%かかる。こういうことで大体その均衡は

とつてゐるつもりであります。

それから貯蓄組合預金につきましては、先ほど来申し上げてありますように、非課税にいたします限度が十万円では低過ぎるという御意見であれば、この点は十分いろいろ考へ方があると思ふのです。私も取りあへず十万円程度でいい、これは物価の關係その他の点から考へまして、十万円程度まで非課税にすればいいのじやないか、こういう考へ方をいたしてあります。この限度が低過ぎるという御意見については、十分そういう御意見はあり得るというふうに考へております。

○木村 鶴八郎君 もう一つ、二月十一日から無記名預金を認めたわけですが、これは随分いろいろ議論があつたと思ふのです。本来ならこれがさういうまあ特典を與えたんだから、私は大蔵省の指令一本でさういふことがで

るようにするのはおかしいと思ふのです。私はほんとにはこれは税収に相當に

關係があるのですから、一種の合法的脱税になるのだから私はこれは法律案の中にほんとは織込んであれしなけれ

ばならぬと思ふのです。で、これは主税局長もお見えになりましたからその点主税局長にも伺いたいのですが、例のこれも問題になつておつた無記名預金、……シヤウブさんは勧告しておつたのですが、これについてはまあ成るほど資本蓄積の上から言へば儲けがあると思ふ、だから私は一概にいけな

置は要らないのでございます。従いまして、その点は銀行局のほうから局長

通達を出しまして、一定のこういうこ

ですけれども、しつかり他方において

つかむ調査をやはりあれしておかなければ、私はこれは不公平であり、又この

か、或る程度実際に即応したやり方を
やつたほうがいいのじゃないか、こ
ういふことを場合にはよりますと、私
もといいたしませんが、妥協せざるを得
ないといふような客観的な雰囲気にあ
ります。これは同時に御了承願いたいと思
います。これは同時に、私どもの理想と
しましては、こういう行き方はやはり
好ましくないものでございまして、でき
得る限り将来におきましては税制も台
理化され、それから又一般の租税力も
増加する。それからそれに関連しまし
て各般の課税の関係も明朗化しまし
て、きまつたものはきちんと行く。余
り実際に応ずるために或る程度の妥協
策を講ずるといふようなことはできる
だけ少くやつて行く、こういうような
方向に行くのが私は将来としましては
好ましいと思ひますが、今は遺憾なが
ら現状の下におきましては、そういう
行き方を脱し切れぬ。こういう方向
に行くべきではないかと、かように
考へておる次第でございまして、それ
で二十五年に行ひました税制の改革にお
きましては、実はこの問題は、一つの
狙いといひましていろいろなことを
やつておるわけでありましたが、やつ
てみましてどうもやはり日本の実情から
しますと、少し先を行き過ぎておる点
がやはりあつたことは否定できない。
将来はいずれもこのままで行かなくては
ならぬと思ひますが、一足飛びに行くと
いふところに大分問題があるのではな
いか。従つて目標は目標として考へつ
つ、或る程度実際に即応するといふ考
えを入れまして、漸進的にやういふと
ころに持つて行くといふ考へに持つて
行きたいと思ひます。現在のとこ考へてお

ります。決して御指摘のような目標な
り、理想を見失つておるのではないとい
うことを御了承願いたいと思ひいま
す。

○木村八郎君 今度の改正案につ
いてはあとで法律案提出のときにもつ
つ質問したいのです。ですからこの程度
でやめまして、あとは簡単に一つ国民
貯蓄組合による預金はどの程度のもの
でしようか。それから最近の実績です
が、こういうことによつて相当成績が
挙がるのかどうか。

○政府委員(福田久男君) 国民貯蓄組
合の現況について申し上げます。何分組
合の数が多いためにはつきりした計数に
ついては資料がございせんことをお
許しを願ひたいと思ひます。昨年の三
月、年度末ごとに調査いたしておりま
すので、二十六年の三月末におきまし
て、貯蓄組合の組合数は十一万五千六
百組合にございまして、それから集めま
した貯金額は千二百二十五万四千余
でございまして、組合に加入いたしてお
ります組合員数は千八百六十六万六千
余となつております。これを前年同期
と比較いたしますと、組合数で二割四
分の増加でありまして、貯金額で二割二
分余の増加となつております。又組合
員数は一割五分程度の増加でありま
す。絶対額で申しますと、千億餘に
なつておりますので相当の預金額では
ございまして、この増加の趨勢から見
まして、一般の預金の増加に比較した
といたして必ずしもこれは良好な成績だ
といふところまでは言ひ切れぬ。ま
だまだ一般の預金の増加に比べて増加
の額はそれほど優れておるということ
は言ひ得ないと思ひますが、併しそれ

は一つはまあ三万円に限度が限定され
ておつたといふような事情もあつたの
でございまして、又最近の貯蓄の傾向を
見ますと、零細預金と申しますか、そ
ういふ個人の消費生活からひねり出
した預金と申しますか、そういうた意
味の一般の大家預金が着実に増加しつ
つある傾向が見受けられるのでありま
す。今後この限度が十万円に変わら
すれば、更にもつといふ成績を収める
のではなからうかといふふうに考へら
れるのでございまして。

○木村八郎君 やつぱりどうです
か、十万円にや少し……。三万円は
つ頃から三万円になつたのですか。

○政府委員(福田久男君) 三万円に
いたしましたのは昭和二十二年の六月で
ございまして。

○木村八郎君 そうしますと、二十
二年六月で三万円でした。それから
二十三年のあのインフレ期を経て見ま
すと十万円といふのはどうですかね。
少し低過ぎませんか。その貨幣価値
から言いますと、もう少し引上げてい
いのじゃないでしょうか。

○政府委員(福田久男君) 二十二年六
月を基準にいたしまして、二、三の計
数について御参考までに申し上げます
と、東京卸売物価指数を基準といたし
ますと、その当時に比べて七・四
倍ぐらになつております。それで仮
に三万円で換算いたしますと二十二万
といふことになりまして、CPIを基
準といたしまして二・七倍程度でござ
います。そういういたしますと、三万円は換
算すれば八万円といふことになりま
す。なお当座預金を除いた全国銀行の
預金を基準といたしますれば六・四
倍ぐらひでございまして、十八、九万

円になるかと思ひますが、CPIを基
準とすれば八万円といふような数字も
出ますし、又預金全体の昔に比較し
た計数の増加の状況等をいろいろな角
度から勘案いたしますと、物価の倍率
に依つて預金額が必ずしも殖えておる
とはいひ切れぬ事情もございする
ので、高いほど望ましいのであります
が、この際としてはそれらの事情を勘
案して一応十万円といふことで、三万
円から十万円ですから三倍以上にな
りますので、この辺で一応この際とし
て適當ではなからうかといふふうに考
へた次第でございまして。

○木村八郎君 簡易生命保険でも限
度の引上げのことが問題になつてお
るのですが、あれなんか僕は低いと思
うのですが、よくこういう場合にはは
かからぬような反対がまあ起るわけ
ですね、これはやはり市中銀行あたり
から余り限度を、或いは地方銀行から
もですね、そういう余り高く引上げた
らそつちのほうに預金が吸収されるの
で困るというやうなあれはなかつたの
ですか。

○政府委員(河野通一君) この点につ
いてはいろいろ問題がございましてわ
けであります。地方銀行といたしまし
ては、こういうふうな資金について、
問題は主として郵便貯金の問題であ
ると思ひますが、郵便貯金につきま
してもいろいろこちらの政府のほうに資
金が集まるより民間のほうに集まるほ
うがいいという観点から、銀行として
は郵便貯金の限度は低いほうがいいと
いう意見があつたことはたしかであり
ます。併しこれは要するに程度問題で
ございまして。現に十万円ときめまし
たのも、別途この国会に御提案上げて

おりますやうな郵便貯金預入限度の引
上げがやはり三万円から十万円にいた
してございまして。これらと権衡をとり
まして、貯蓄組合の預金利子の非課税
の限度といふものと郵便貯金の預入の
限度は同じく両方権衡をとりまして両
方とも十万円にしたい、こういうふう
に考へております。

○委員長(平沼彌太郎君) それでは本
案の質疑は後刻に譲りまして、所得税
法の一部を改正する法律案、法人税法
の一部を改正する法律案、相続税法の
一部を改正する法律案、砂糖消費税法
の一部を改正する法律案(予備審査)、
右について質疑を行ないます。

○木村八郎君 ちよつと資料を頂き
たいのですが、どうも僕たちは税率の
比較のあれが簡単にできないものです
から、この間公聴会で一橋の井藤さん
から公述を聞きまして、それで所得税
の各目的、税法上減税と、いわゆる実
質的な減税のことについてお話があり
まして、そのとき井藤さんは昭和二十
五年に比べて実質的に減税になつてお
る、その基礎として基礎控除が二万五
千円から五万円になつておる、倍にな
つておる。ところが日銀の卸売物価は
五七%、それからCPIが三十一%、
こういうふうになつておる。併し私は
これだけでは実質的に減税になつてお
るということは証明にならないと思
うのです。この基礎控除が倍になつたか
らといふことは、基礎控除が成るほど
最低の生活をカバーしてはいるとはい
ふです。大体カバーしてはいるとはい
ふことは言えると思ひます。ところが
が今までの基礎控除は最低生活のほん
の一部しかカバーしていないのですか

ら、物価騰貴によつて生活に與える圧迫です、それを基礎控除を倍にしたからといつて生活上に與える物価騰貴の圧迫をそれで僕らはカバーできないと思ふのです。そこで實質的な減税になるかならんか調べるためには、實際の所得について負担率を調べるよりしやうがないと思ふ。そこでどういふ結果になりますか、昭和二十五年、二十六年、二十七年の三つをとりまして所得が假に月一万円で五大家族……それより給與ベースを基礎にして頂ければなおいいと思ふのです。二十五年の給與ベースについて五大家族の場合です、これが負担率が幾らになるか、それから二十六年のときのベースについては負担率が幾らになるか、それから二十七年がどうなるか、こういうようなあれを簡単に作つて頂けませんでうか。

○政府委員(平田敬一郎君) 今の問題につきましては、私もその所におきまして若干研究した資料がございますので、その資料を整理いたしまして御説明するなり、或いは必要な部分を御提出するなりいたしたいと思ひます。ただその際にも私も基本的にはやはり物価の騰貴率と所得の負担がどういふふうな關係になるかというふうな問題が基本的な問題でありまして、物価が上つた率に応じて名目所得が増加する、そういうような場合におきまして、負担率におきまして、上る前の状態と比べて同率であれば増減なし。放つておきますと木村さんも御承知の通り間接的には増税になる。それを排除してなお且つどれくらい實質的な負担率の減少になつておるか、そういう角度から若干最近研究したのがございま

すので、それを一遍御披露申し上げたいと思ひます。

それからもう一つは今御指摘の一定の時から比較しやないといふかと思ひます。その時から負担が果して減つてゐるか減つてないかということが問題でありまして、減税かどういふかの問題になる。その時の負担が生活に食い入つておるから云々という問題は又別個の問題である。これは負担は實質的には減税になつておるが、現在の負担が果してどうかという問題として考えるべき問題でありまして、その辺が非常に世間の議論では私はこんがらがつておるというふうな感じがしております。それで勿論減税にはなつたが、現在の負担が多いか少いかという問題は、又そういう問題として検討すべきであつて減税になつたかどうかという問題は一定の時点をとらえて、そのときから物価との關係におきまして實質的な負担がどうなつておるか、そういう角度から議論すべきぢやないか。先般いろいろ局内において議論した見ただけであります、そういう角度から、これをこの次に御紹介申し上げたいと思ふ次第でございまして、それによりまして、大体相当實質的に所得税につきましては、市町村民税を加へましても減税になつておりますことは大体出て来るようでございます。勿論全部が實質的減税でなく、或る部分は單に調整的減税と、こういう一応称することにしておりますが、そういう要素もあることも事實でございます。その辺を今までいろいろ国会で議論になりました、はつきりしない点がありましたので、やや分析しましたのがございまして、今日ちよ

つと手許に持つて来ませんでした、がこの次申上げて御参考にいたしたいと思ひます。

○木村義八郎君 市町村民税も入れ

○政府委員(平田敬一郎君) ええ。

○委員(平沼彌太郎君) 今の資料至急お願いいたします。

○政府委員(平田敬一郎君) はあ。

○木村義八郎君 ついでに、小林さんが勤労控除の三万円を、勤労控除の限度で、それを六万円に引上げたところの減税になるか、三割にしたらどうだ、どのくらい減税になるか、この三つですね、併せて率のほうを……

○政府委員(平田敬一郎君) それはお出ししてもよろしいと思ひますが、相当大なる数字になります、ちよつと答弁のあれとしては問題にならんやうな相当なものが出て来ることは木村さんも御承知の通りであります。

○木村義八郎君 それで結構です。

○政府委員(平田敬一郎君) 計算いたしまして至急提出いたします。

○木村義八郎君 それはですね、そんなに大なるものというよりは、それだけ不均衡に取つておるといふことで、勤労者のほうから、そうなりませんか。

○政府委員(平田敬一郎君) この問題は、前の国会から木村さんと大分議論したところでありますが、今盛んに御承知の通り国会等におきまして、或るところではお叱りを受けておるので

すが、事業所得については調査を徹底させるという意味で個別調査を相当沢山やりまして、それに基づきまして、更正決定は避けなくやいけなもので、成るべくよく話し合ひまして、調べたところによりまして申告をしよう、こういう趣旨で今年の申告所得税の調査に當りまして努力いたしております。それで私は今年には理想的に行くとはいへませんが、今までの比に比しますと、そういう点はよほど徹底して来つたと思ひます。この部分は基本的には失わない、先ほど木村さんがお話しになりました通法に従つて適切につかむ、この前提を外しますと、これはどうもやはり公平であるか、公平でないか、わからないものになりますので、私もはできる限り一般的に税率なり、控除なり、所得の負担の公平を圖つて行く、そういう基本的考え方では現在もおおきくおこなつて御了承願ひたいと思ふ次第でございます。従ひまして相当減るから直ぐ不公平だという結論は直ちに一つ下さないで頂きますやうにお願いいたします。と思ふのであります。

○木村義八郎君 最近ですね、私はマシエスター・ガーディアンにイギリスのコーリン・クラークが書いていたのを見たのですが、やはり税の負担、イギリスは四〇%くらい、ところが結局は税を重くすると、これをインフレ的にしちやつて、税を實質的に輕めよとする努力がある。イギリスですか日本と同じぢやないと思ひますけれども、大体地方税と国税と合せて二五%程度が適正なところである、それ

以上取ると結局インフレの努力によつて實質的には二五%くらいになるやうに皆努力してしやう、そういうことを言つておつた。日本のほうも地方税と国税と合せまして、やはり二五%くらいになると思ふ、そうなりませんか。

○政府委員(平田敬一郎君) 二〇%ちよつと強です、地方税を入れます。

○木村義八郎君 二五%くらいに私はなると思ひますが、どうですか。そうすると實質的にイギリスと二五%がどうしても適正と言われておるときに、日本が二五%というのはこれは相当重いと思ふ。それで重くすれば、結局インフレの努力が拂われてしまふ。これは否定できないと思ふのです。それが一つ、もう一つは、この間全財の委員長の斎藤さんから証言があつたのですが、最近申告成績が悪い、悪いといふことは、結局税が絕對的に重いといふことが反映されていゝと思ふ。ところが給與所得のほうにはきちんと取られちやう、捕提されちやう。若し給與所得のほうを申告制みにしたとらうか、やはり今の申告制に成績が悪くなるのぢやないか、それは絕對的に税が重いからなと思ふので、そこでどういふことがいゝのか、問題に税が重いかというところが、問題が派生して来る根本の原因だと思ふ。そこで大体減税はもうこの程度で終るのぢやないかという印象を與えておる。今度の予算の組み方を見まして、それから防衛分担金、或いはその他のもので防衛費なんかござい、それを減らす、それを見なくちやならんときに、今後の……本当にこれは特に事務当局からお伺ひするのですが、政治的な選挙対策とか何とかでなく、事務当局の

お話がありましたけれども、やはりいろいろな状況を考える場合、生活水準、国民所得、そういうものと比較して考えるべきであつて、アメリカなんか日本の十四倍の国民所得、イギリスで五倍の国民所得、それで税の負担率を見るとアメリカは二十六年度二六・六％、これは連邦税とその他を入れてです。日本が二〇・七％ですか、二〇・七％と比べておる。こういう程度、だから比較だけから見ましても非常に絶對的に重いということは明らかだと思うんですよ。ところが今度のいろいろな情勢から言つて、どうも減税がもうできないというような今印象を受けたんです。そういうむしろこれは増税が逆に問題になつて来ておると思いますが、国民はまだやはり本當に實際の税負担の重さから言へば減税しなければならぬ、こういうふうに皆考へておると思います。輿論もそうだと思います。ところが今の事務的なお話ではありますけれども、大体もう減税はこれでおしまいだという印象を受ける、そこが私は重要だと思います。もうこれで今まで自由党政府が減税々々と言つて来たのはこれでおしまいだ、これでおしまひになられたら、これは相当私はやはり問題だと思います。これでおしまいだということになるならばもう楽しみはないと、こう思う。むしろ増税の方向に向うんじゃないか、ですから事務当局でやはり絶對的にこれを負担が重くないというような御答弁だと、これは重大問題ですよ。やはり絶對的に私は重いと思います。あらゆる資料から証明できると思います。ですから何かまだこれから何とかしてこれをもつと本當に生活に即した

税度まで引下げる努力をしなければならぬという方向に行つておるならいいんです。そういうような研究をされておるならいいんですけれども、どうも外国と比べてその租税負担率がそんなに重くないというふうなことを、これは前から問題になつておるわけですから、そういうふうなことを又蒸し返されて、どうも最近の情勢とこれを総合して見て、事務当局も何といひますか、もう減税というところは大体おしまひになつたということはおるんじやないかと思ふんです。この点は非常に重大だと思ひます。まだ事務当局としても絶對的に重い、その前提に立つて減税に努力をもつてやるべきだと思ひます。今のお話では、どうも減税努力はこれで終止符を打つたやうな感じを與へるんです。よそと比べて絶對的に重くないと今言われたんですけれども、これは私は重大な問題だと思ふんです。それだつたらそんなに減税しなくてもいいということになるんであつて、この点もつと私は具体的に証明してもらいたいと思ふんです。

○政府委員(平田敬一郎君) 木村さんは私が申し上げたことを少し極端にとつておられるように思ひますが、従つて適當に自分の意見で余り私の申しましたことをデイズエロップしないようにして頂きたいのですが、今後の減税問題につきましては、今言ひましたように私ははつきり減税が簡単にできるといふものでもなさそうだし、逆に減税が絶對不可能であるとも申し上げていない。それでこれはやはり今後のいろいろな歳出に對する要請、まあそ

ういふようなことによりまして相當な制約を受けざるを得ないといふことを申し上げた次第でございまして、その点一つ私は更に併せて申し上げておきたいと思ひます。私も勿論これは希望といたしましては減税したい、減税できまことを望んでおりますことは申し上げるまでもございせん。まあそういうことは言わなくてもおわかりだろうと思ひまして、実は申し上げなかつたところを御了承願ひたいと思ひます。

それから絶對的に重いか軽いかという問題であります。私は今絶對的といふ言葉を申しましたが、併しこれは或いは誤解を招いたかと思ひます。例えば国民所得等に對する負担の比較等から見まして、各国のパーセンテージを比較して見ますと、日本が重いといふ数字は出て来ない、こういう意味合いで実は私は絶對的といふ言葉を使つたに過ぎないのであります。負担の比較は勿論さういふ見地からだけではなくして、結局いろいろな角度からする總體的な比較でございせん、さういふ点がむしろ重視されるべきではないかと考へるのであります。そういう点から考へますと、私はむしろ木村さんのお話のように、所得水準が違つてゐる場合において同じ額の負担をしなければ同じ負担ではない、こ

ういふ説は私はやはり一つの極端な説でありまして、少し賛成いたしかねる。やはりその社会における所得水準の下におきましてどの程度の負担かといふことでやはりこれは考へざるを得ない。最低賃金の問題も同様でありまして、アメリカの最低賃金と日本における最低賃金と同じでなければならぬといふ理窟は私はないと思ふ。やはりその社

会におきます負担なり賃金といふものが、これは一種の歴史的な沿革を辿つてそこに辿り着いてゐるわけであつて、さういふ元を考慮いたしましてやはり比較するべきではないか。さういふ点から行きますと、私はむしろ日本の場合におきましては、各国との比較といふよりも、日本の過去からの比較と申しますか、こ

ういふ点がどうつちかと言ひますと更に一層重要な要素ではないかと思ひます。さういふ点から行きますと、先ほどもそのために数字を申上げたのでございせん。戦前は国民所得に對して一三、四〇程度の負担であつた、それが最近では二〇〇%を超えております。それから私は二十四年度から比べますと、木村さんの印象と違ひまして、やはり減税の効果といふものは相當現れておる、これは私は見解の差でございせん。この点は若しもなお時間がありますれば、相當申上げてまいりたいと思ひます。この点は木村さんとちよつと意見を異にしますようございせんが、ただ今の所得税その他の負担全体が日本としまして軽いかと申しますと、私はさういふやうな思ひます。これは主としてやはり過去からの比較等からいたしまして、なおやはり相當重いものであるといふことは、これは私考えておりますことを御了承願ひたいと思ひます。殊に一番問題になりま

すのは、やはり生産が大分減つて来ましたが、一人当りの実質国民所得といふものが、戦前に比べますと、来年度あたりはほぼ同じ、或いは若干上廻ることになるかと思ひますが、一方におきまして戦争その他による破壊が大きい、減耗の補填といふことに相當な

所得を使わなくてはならない、それは一方におきましてはやはり資本蓄積の要求といふものが大分大きなフアクターだといふことがあります。又政府の予算におきまして、戦争、敗戦を経て来たために、戦前におきましては考へられなかつたやうな新たな財政負担がいろいろございせん。さういふものを思料しなければならぬ。従つて財政を或る程度さういふ方面から負担をやるべきと思ひますと、まあ結局最近に相當の税金になりまして、国民が自由に消費し得る所得といふのは、実質所得の水準よりもより以上

に低くならざるを得ない。さうなりまして、さういふ前提の下におきましては、やはりこの負担が相當重く感ぜられる。又それは實際問題としましては相當重いものになつて来る。このことは決してこれは否定するものではございせん。従ひまして、希望をいたしましては、勿論私も税の負担がより以上減税し得る状態にすることが望ましい、できれば私もできるだけさういふふうな努めたいと思ひますが、ただ事情が最近若干変りつつあるといふこともやはり私も考へて行かなければならぬ。さういふ意味におきまして申し上げたことを御了承願ひたいと思ひます。なおこの問題は相當広汎な問題を含んでおりますので、その中の各項目別に議論しますれば、いろいろの問題もあると思ひます。大まかなところをさつき申上げましたわけですが、やはり私の趣旨をよく御了解を願ひますようにお願いしたいと思ひます。次第でございせん。

○木村八郎君 それは御説明は一応わかりましたが、私が質問しましたの

は、今後の再軍備の問題から關連して来るわけでありまして、それで本来ならば私は絶對的に税が重いと見ておる。例えばエンゲル係数から見ても五四%な

んといふエンゲル係数の下で、それで所得税が大衆課税的になつておる。それで戦前でも千二百円までは免税であつたのですから、勿論戦争の破壊によつて資本蓄積もやらなければならぬ。それから、戦前の千二百円が現在の程度

のものは全部免税すべきであるとは言えないと思ひますけれども、過去の実績から見てもとにかく重いものである。全體的にまだ税金が重いといふのが一般的感情なわけなんです。さういふときに税金の今の負担率を合理化するやうな議論が出て来ると、又再軍備費といふものを殖やしてもいい、或いは又本来なら千八百二十億の予算のうち五百六十億、あれは一時的名ものですが、あれが終つたら本當はあれだけは減税すべきである。併しあれを警察予備隊の増強費に振り向けてしまつて千八百二十億はやはり変らな

でございます。今後におきましても私はできる限りそういう方向に行くことが望ましい。できればそういうチャンスをつかみたい、こう思つておることは申上げておきたいと思つ次第でございます。併し間接税等を直ぐ増税したという御意見でございますが、これはにわかには賛成しがたい、やはりそういう点につきましては、今はつきりどうなるというのを申上げる情勢も熟しませんでした、計画をいたしましてはまだそこまですにいくし、その点はつきりしたことを申上げていくことを御了承願ひまして、その点特に一つ木村さん誤解のないようにお願いいたしたいと思つたのでございます。

○委員長(平沼彌太郎君) 本案に対する質疑は後刻に譲りまして、前に戻りまして国民貯蓄組合法の一部を改正する法律案について質疑を願ひます。……別に御発言もないようでありますから、質疑は終了したものと認めまして御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」
○委員長(平沼彌太郎君) 御異議ないと認めます。それではこれより討論に入ります。御意見のあるかたは賛否を明らかにしてお述べ願ひます。別に御発言もないようでありますから討論は終局したものと認めまして御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」
○委員長(平沼彌太郎君) 御異議ないものと認めます。それではこれより採決をいたします。国民貯蓄組合法の一部を改正する法律案を原案通り可決することに賛成のかたの御挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕
○委員長(平沼彌太郎君) 全会一致でございます。よつて本案は原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお本会議における委員長の口頭報告の内容は、本院規則第四百四條により、本委員会の質疑応答の要旨を報告することにして、あらかじめ御承認を得たいと思ひますが、異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」
○委員長(平沼彌太郎君) 御異議ないと認めます。それでは本院規則第七十二條により、委員長が議院に対して提出する報告書に対し、多数意見者の御署名をお願いいたします。

- 多数意見者署名
- | | |
|-------|-------|
| 菊田 七平 | 西川甚五郎 |
| 森 八三 | 伊藤 保平 |
| 木村福八郎 | 岡崎 眞一 |
| 小林 政夫 | 黒田 英雄 |
| 小宮山常吉 | 菊川 孝夫 |

○委員長(平沼彌太郎君) 次に、公庫の予算及び決算に関する法律の一部を改正する法律案、これについて討論採決というふうに進んでよろしゅうございましょうか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」
○委員長(平沼彌太郎君) それでは御異議ないと認めます。これより討論に明らかにしてお述べ願ひます。……別に御発言もないようでありますから、討論は終局したものと認めて異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」
○委員長(平沼彌太郎君) 異議ないと認めます。それではこれより採決を行います。

います。公庫の予算及び決算に関する法律の一部を改正する法律案を原案通り可決することに賛成のかたの御挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕
○委員長(平沼彌太郎君) 全会一致でございます。よつて本案は原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお諸般の手續は委員長に御一任願ひます。それから多数意見者の御署名をお願いいたします。

- 多数意見者署名
- | | |
|-------|-------|
| 菊田 七平 | 西川甚五郎 |
| 森 八三 | 伊藤 保平 |
| 木村福八郎 | 岡崎 眞一 |
| 小林 政夫 | 黒田 英雄 |
| 小宮山常吉 | 菊川 孝夫 |

○委員長(平沼彌太郎君) それでは前に戻りまして、所得税法の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案、相続税法の一部を改正する法律案、砂糖消費税法の一部を改正する法律案、予備審査について質疑を続行いたします。

○小林政夫君 先般の公聴会で原安三郎氏の公述で、法人税ですか、一般の法人税率は低目にしておいて、まあ例えは一〇%として原氏の言われましたのは二〇%であります。そうして五%刻みで累進課税をする。そうすればおのずからその企業も自己資本の充実をやつていいのだという意見があつたわけですが、これはまあ先般の法人税の税法の審議のときにも、我々も大体まあそういう考えを持つていろいろ審議をしたわけですが、更にそれにまあ少額所得法人の英国等において免税点を設けているというふうなことも取入れ

て、今の法人税収を下げない範囲においてそういう調整ができるかできないか。これを一つ政府委員の意見を伺いたい。

○政府委員(平田敬一郎君) この問題は、大分前国会で法人税の法案を御審議願ひました際に、いろいろお話し上げたとお思ひますが、まあ結局その問題は超過所得税と申しますか、超過利得税みたいなものをこの際日本として設けるか設けないかという問題に帰着すると私は考へる次第でございます。それでこれは私は先般も申し上げましたように、まあそのような考え方に対しては絶対それはいかん、徹底的に駄目なんだというところは先般も申し上げたことだと思つたのでございます。先ず第一に、今の法人の企業の状態、並びに税の執行の実情から申しまして、まあやはりまだ超過所得税を設けるのは、少し少くとも時期が早過ぎる。で、まあ殊に今の御指摘は資本金を基準にしましてやれば、法人のほうで自然にこの資本を膨らませるようになるからいいのじやないかという御議論であります。併しやはりなか／＼そういうことで調整し切れない要素が多分に残る。でそういうことになりましたら、果して超過所得税として適正なものを見つけ出すかどうか、まあその辺に

な相当な問題がございます。併しこの点につきましては再評価を一応いたしましたので、再評価をやる前と比べますと、よほどそういう点の障礙は少くなりつつあるように見ておりますが、まあ併し私ども公平に見まして、相当高い超過所得税をかけまして、その規程が適正な基準であるというふうな自信のある案が今のところ見つけ

ない。で、今お話のように法人税の収入が減らんやうなことになるまいかと、これは相当高率の超過所得税をやはり設けるを得ない。その率を低くしまして、結局全部法人に課税するやうな超過利得税になりますと、これは法人税の一般の引上げと殆んど差がないことになりまして、まあそういうことになりましたら、特に何に基準を求めるといふことが非常な問題になりまして、これは簡単な案はなかなかできない。仮に私は今案を作りますれば、これは財界あたりではそれは不公平だという議論が相當に私は見通しては出るやうな情勢ではないかと。でそういう点は考へております。それから仮にその超過所得税を設けまして、高率な課税をいたしますと、一方において資本を膨らませるといふ傾向にはなりますが、同時に濫費と申しますか、経費として無駄な費用、税負担を軽くするやうな方向にどうも相当やはり行く危険性が多い。でこれは経理統制等をやりまして、一方におきまして、まあその弊害は比較的少くなるかと思ひますが、そのやうなこともなか／＼今としましてはやりにくいということになりますと、私はやはり相当会社が逆に、超過所得税を起した結果、経費を無駄に使うという傾向を助長する虞れがあるのじやないか。それが第二点でございます。

それからもう一点は、税の負担が一部の所得に對しまして高くなりますと、どうしてもやはり申告、或いは税の計算を会社で作為するやうな方向に向はれる。そうなりますと、折角今法

人につきましては大分明朗になりました。申告の成績等も非常に整つております。相当徹底して調査してみます。少くとも株式市場に上場されているような法人の場合は、これは私相当やばり差が、更正決定、或いは調査による差増減が少なくなつております。これは非常に申告の成績がよくつておる。そういうことに對しまして又再び相当会社が作務をするという方向に少くとも追ひ込む。そうしますと、やはり適正な課税ということが困難になる。まあ二十五年度の改正の際に、私も超過所得税はあの際やめるかやめないかについては、実は最初私どもどうもどうであらうかというふうに感じていたのでございすが、まあやつてみました結果は非常にこの法人税の執行が明朗になりました。よくなつていくように受取れます。でもまあ従いましてそういう点をもう少しやはり育ててみたい。そういう点から行きまして、少くとも今超過所得税的なものを設けるというところは少し如何であらうか。極く軽度のものでもございすが、法人の税率はそう下げられない。すると殆んど今の負担に對する何で相当目的を達成しようとする、今私が申し上げましたような弊害が生じて来る。それが無い程度にとどめて法人税を軽くしますと、歳入が減るのじやないか。そういう見解がいたしまして、今といたしましては私どもどうであらうか。併しこれは勿論だん／＼そういう條件が整つて来ておりますし、又法人の事業というものは動乱以後しばしば申上げましたように、よほど内容が改善されて来ておるようにも見受けられますし、勿論中には思惑等でやり損

いまして、非常な打撃を受けているところもございすが、一般的に見ますと、最近まで殆んど大部分の企業というものが、一応戦時中及び戦後の無理をよほど業種によりましてカバーしつある。併しまだ十分には勿論カバーいたしてありません。まあそういう点もございしますので、そういう状況をよく見合せて、今のようない問題につきましては成るべく研究してみたい。この問題は私も決して頭からそういう案がでないというのを申上げていくわけではないのであります。併し今の情勢の下におきましては、そのように考へておるということを特に附加えまして、御参考のために申上げます。

○小林政夫君 どうも我々のほうには資料がないので、まあ余りこうやればできるじやないかという具体的なことば言えないのですけれど、まあ二〇％なんかにするということは、それは一方の累進の課税率を相当高くしなすやならない、税収を同じように押さえるようなことになりまして、今まで三・五％で一応全部やつて来た、それを四・二％と七・五％に上げて、累進は三・五％の率を据置きにしておいて、七・五％増収になる分を今のようない方法を使つた場合においても相当アップノーマルな高率でなくやらないと思ひます。それから少額所得法人の営業資本の免税点等につきましても、これはどのくらいを免税点にするかという問題がありますが、そこを組合わして、そうアップノーマルでない累進税率でなくて行けないものですかね。

○政府委員(平田敬一郎君) その点はその超過所得としてるべき規程を、一部では例えば拂込資本、積立金、自己資本を加えたものに對して何％に押えるか、これが相當問題でございすが、一部で言つておる通りに、相當それを高い率で押えて、超過すればというのことにいたします。これはやはり相當高率な税率を設けないと、なかなか収入が入つて来ない。法人税の間の増徴で、税率の引上げで三百億、課税標準のい／＼な改訂の結果、ネット百八十億の増徴であります。課税標準のい／＼な計算のほうの方法については合理化をい／＼しろやらないければなりません。そうしますと、やはり超過所得税を起すとして、三百億に相當するようない税率の改正、システムの改正によつて収入を圓するやうな方向に行くというやうなことになる。三・五％そのまゝ据置いてやるとしますと、どうしても私は最高税率というの七・〇％前後にしないと出て来ないのではなかつたかと思ひます。つまり法人税と事業税を加へまして、そうしてその上に乗つかりますものですから、七・〇％前後にならなければなかなか出て来ないのではなかつたか。アメリカは丁度七・〇％くらい、超過してありますのを全部合せましてなりまして、うに超過所得税を起しておりますが、そうすると先ほど申上げたやうない問題がいろいろ出て来るのではないかと、いふに考へておる次第でございします。この問題は併し一つの問題でございしますので、私もよく今後研究をして参りますが、今直ぐそういう案が現状の下においていいというにつきます。私どもは内部でも検討したこともありすが、どうも少しどうであらうか。先ほど申上げました

ように、幾つかの点が現段階としましてはまだ実施されるべきものでない、このように考へておる次第でございします。具体的にどうというのにつきましては、申上げる段階に至つておりませんが、私の大体の今までの経験からいたしますと、今申上げましたことが大体狂いが無いのではないかと考へておる次第でございします。

○小林政夫君 大体あなたのおつしやの通りかも知れませんが、試算ですね。甚だ手数をかけて恐縮ですが、やつて見て頂けないですか。相當法人税を納める絶対額の多い法人についてはちよつとの率で行けるやうない氣もするのですが、相當股販産業であるべき日本化薬の社長が原さんがどういふことを提案しているくらいで、まあ今の七・〇％くらいに行くほどになると考へなければならぬが、その点どうですか。

○政府委員(平田敬一郎君) 勿論この問題は私も將來研究して行きたいと思つておりますが、ただ私ども今の状況で私の見通しでは、そういう案を出しますと、今度は財界から相當な不公平とか何とかが、今申上げましたやうない議論がむしろ相當出て来そう、所得税の一般引上げを出しますと、そういうのはどうかという意見が出る、そういう程度で、大体い／＼今のその問題に關する現在の情勢ではないかと私は判断しておりますが、併しこの問題は、私が最初に申上げたやうな事情も徐々に前進としまして、改善をし得るやうな方向に行き得る点もございします。今後はその状況を一面研究してやつて行きたいと考へております。

○木村福八郎君 最近の法人の再評価の状況はどうなつてゐるのか。

○政府委員(平田敬一郎君) 再評価でございすが、大体第一次、一回には二十五年度にやることを認めまして、二十六年度に第二次の再評価をやることにして、昨年法律を變へてもらひましてやりましたが、一回目と二回目の実績を申上げますと、これは会社の減価償却資産、これが大部分でございすが、これは一回目におきましては、法人税八百七十八億六千万円程度の帳簿価額のものにつきます。それを七千四百億六千万円程度の帳簿価額の再評価をいたしております。従いまして九倍くらいの再評価で、再評価差額が六千六百六十二億出ております。それから第二回目につきましては、五百九十億程度のものにつきます。千五百四十三億程度の再評価額にいたしております。差額が九百五十三億ほど出ております。法人の減価償却資産の分でございすが、これが大部分の再評価でございまして、概要その通りになつております。なお詳細な点はちよつと申上げてよろしいかと思ひますが、極く概略のところを申上げたのでございします。

○木村福八郎君 何か資料みたいにしてお出し頂きたいのですが、それからこれは主税局長も御承知のように、法人の超過累進課税をやめたのは、再評価の問題があつて、それで再評価しない会社とした会社です。古い会社は資本金がい／＼。それで直ぐ利益率が大きくなつて、それで超過累進になる。ところが新らしくできた会社は再評価資本金が大い／＼から超過累進にすぐならない。これは丁度片山内閣のときです。

○木村福八郎君 最近の法人の再評価の状況はどうなつてゐるのか。

○政府委員(平田敬一郎君) 再評価でございすが、大体第一次、一回には二十五年度にやることを認めまして、二十六年度に第二次の再評価をやることにして、昨年法律を變へてもらひましてやりましたが、一回目と二回目の実績を申上げますと、これは会社の減価償却資産、これが大部分でございすが、これは一回目におきましては、法人税八百七十八億六千万円程度の帳簿価額のものにつきます。それを七千四百億六千万円程度の帳簿価額の再評価をいたしております。従いまして九倍くらいの再評価で、再評価差額が六千六百六十二億出ております。それから第二回目につきましては、五百九十億程度のものにつきます。千五百四十三億程度の再評価額にいたしております。差額が九百五十三億ほど出ております。法人の減価償却資産の分でございすが、これが大部分の再評価でございまして、概要その通りになつております。なお詳細な点はちよつと申上げてよろしいかと思ひますが、極く概略のところを申上げたのでございします。

○木村福八郎君 何か資料みたいにしてお出し頂きたいのですが、それからこれは主税局長も御承知のように、法人の超過累進課税をやめたのは、再評価の問題があつて、それで再評価しない会社とした会社です。古い会社は資本金がい／＼。それで直ぐ利益率が大きくなつて、それで超過累進になる。ところが新らしくできた会社は再評価資本金が大い／＼から超過累進にすぐならない。これは丁度片山内閣のときです。

か、税制懇談会がありまして、私もあ
のとき行きました。その関係で不均
衡の關係で、前の会社と新しくでき
た会社との……。それでですね、これを
廃止してもらいたい、こういうあれが
大分要求が強くつたのです。それで
経過から私はこれが法人の超過所得
税をやめる一つの大きな理由になつた
と思う。その後大体この再評価とい
うのはこういうふうに一応済んで来
て、それで増資なんか一応できて、
大体そういう形が整つて来れば、又超
過累進の前の形をやつてもいい時期に
なつてくるのではないですか。そう
いう面から見てもどうなんですか。

○政府委員(平田敬一郎君) 超過所得
税をやめた一つの理由は、今木村
さんのお話になりました点も一つの理
由であります。これは申し上げられるの
であります。併しそれだけではな
く、そのほかにもいろいろ理由のあり
ましたことも御承知の通りでありま
す。それで再評価を認めました結果と
いたしまして、お話のような点がよ
ほど是正されるということにつきまして
は、私は先ほど小林さんにも申し上げ
した通りでございます。まあ併し何と
申しましたもやはりまだ古い資産をた
くさん持つてゐるものにつきましては
再評価をいたしました。新設法人に
比べますと、資本金といふものがど
ちかという低目でありまして、こ
れも実問題として……。それから最近
の会社の資本金といふものは相当大き
な事業をやつておつても、主として借
入に依存してござりまして資本金が小
さいのと、それから資本金を相当大き
くして借入等は少なくしてやつてゐる
と、新しい会社につきましては非常

にまち／＼でございます。それを恐ら
く木村さんは超過所得税をやれば、そ
れは会社が間接的に自分で調整する
らしいじゃないかと、こういうお話
は、これも確かに私は或る程度におきま
しては尤もな話だと思つて、併し
ざとなつて、なか／＼それではや
り切れない、不公平だといふ議論が同
時に相当出て来る要素も含んでゐる
といふことを考へざるを得ない。そう
いうようなことでありまして、仮にや
るといたしますれば、もう一遍再評価を
やる機会を與えるか與えないか、これ
を一緒に考へないといふ、うかつに提案
できないのではないかと。そういう点がい
ろいろござりますので、この問題は私
將來の問題といたしましてよく一つ研
究はいたして見たいと思つて、今
すぐやつたほうがよいといふところま
ではどうも申し上げにくいといふこと
を申し上げておきます。

○小林政夫君 僕も今すぐ云々とい
うことでもないのですが、一応今の再評
価をやらなかつた産業、まあ会社とい
うものは大体収益が少いからやらない
ので、これが累進課税に引つかかる会
社ではないと思つて、再評価がで
やらないと、これは結局収益が少いから
いふことは結局収益が少いからで
きない。自信がないからできない。従
つて今の超過所得税を課せられる、累進
課税を受ける会社は相当高収益な会社
であり、これは当然再評価を若しや
つていなければ、やるべき実力の
ある会社なんです。そういうことを実
行する場合に、若しその後の事情によ
つて非常に営業成績がよくなつて再評
価ができるという状態になれば、そう
いう制度を考へるときは同時に再評価

の機会を與えるといふことを並行的に
やる。そして今の銀行のオーバ
ローンの解消も結局銀行金融制度だ
けをいじつてもこれはなか／＼解決し
ないので、やはり企業面も、自己資
本の集積といふことも考へなければ解
決しないと思つて、そういう点か
ら言つても成るべく、そういう累進課
税を受ける会社は自己資本の調達もや
らうとすればできる環境にあるのだか
ら、どん／＼やらせるといふことの意
味から言つて、今の銀行のオーバ
ローンの解消も役立つものと思つて、そ
こでそういう意味からも考へて見るべ
きだと思つて、それが……。

○政府委員(平田敬一郎君) そういう
意味からいふことでござります。の
で、これは私は確かにそういう意味も
よく考へなければならぬと思つて、
併しこの問題はそれだけの見地で
やるといふわけにも行かないので、そ
ういふ要素も考慮してやらせて、よく
検討すべきであるといふことでござ
ります。その通りであると存する次
第でござります。私今後の経済情勢
がどうなりますか、先ほど申しまし
たような経済的な事情がどうなつて行
くか、そういう問題とも関連いたしま
してよく研究して見たいと思つて
います。

○委員長(平沼勲太郎君) 本日の委員
会はこの程度を以て散会いたします。
午後零時十五分散会

三月十二日予備審査のため、本委員会
に左の事件を付託された。
一、一般会計の歳出の財源に充てるた
めの米國対日援助物資等処理特別
別会計から繰入金に關する法律
案

一、財産税等収入金特別会計法を廃
止する法律案
一般会計の歳出の財源に充てるた
めの米國対日援助物資等処理特別
会計から繰入金に關する法律
案
一般会計の歳出の財源に充てる
ための米國対日援助物資等処理
特別会計から繰入金に關する
法律案
政府は、一般会計の歳出の財源に
充てるため、昭和二十七年四月
に、米國対日援助物資等処理特別
会計から、四十億圓を限り、一般
会計に繰り入れることができる。

附則
この法律は、公布の日から施行す
る。
財産税等収入金特別会計法を廃止
する法律案
財産税等収入金特別会計法を廃止
する法律案
財産税等収入金特別会計法(昭和
二十一年法律第五十三号)は、廃止
する。
附則
1 この法律は、昭和二十七年四月
一日から施行する。
2 財産税等収入金特別会計の昭和
二十六年分収入支出並びに昭和
二十五年分及び昭和二十六年分
の決算に關しては、なお従前の例
による。
3 この法律施行の際財産税等収入
金特別会計に屬する資産(現金及
び昭和二十六年分収入金に係
る権利を除く)及び負債(昭和二
十六年度中に支拂義務が生じた支

昭和二十七年三月二十四日印刷

昭和二十七年三月二十五日発行

参議院事務局

印刷者 印刷所